

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
理事・環境委員長 大石美奈子

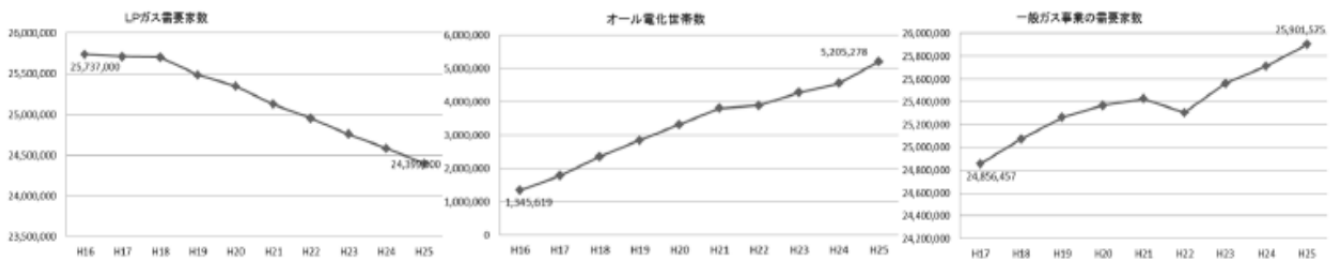
■経過措置料金規制に係る指定・解除に関するパブリックコメントを全事業者に拡大して実施することについては、あらゆる地域の消費者の公平性が担保されるという意味で歓迎します。但し、パブリックコメントを形骸化させずに、指定・解除の適切な判断に活かすには、まずは都市ガスが自由化することの社会への周知。さらに既存ガス会社から全消費者や消費者団体にメリットとデメリットを丁寧に説明したうえで賛否アンケートによる意見募集を行う、またそれら意見を指定・解除判断へ反映するための具体的な基準が必要だと思えます。

■前回も発言のように、他燃料や同業者との競争が激しく料金も自由化されているLPガスでは、右記のように理由もなく値上げを通知する事業者もあり、業界紙やインターネットでも批判や苦情が出ています。

料金の事後監視や市場監視に関する事務局資料で「都市ガスは他燃料との競争が激しく合理的でない値上げは想定されない」とのことですが、この事例は「不当な値上げ」として改善命令を出せるのですか。

■液化石油流通WGで議論すべきですが、LPガスでは、通知されれば文句を言いつつ他のLP販売店に費用負担もなく変更できますが、集合や賃貸住宅では隣家合意や家主との関係で変更し難いとも思えます。

■自由化には、「経済の視点で廃止すべき規制」と、コストがかかっても「安心の視点で残すべき規制」があります。都市ガスは、調理や暖房、給湯に不可欠なエネルギーとして需要家件数も下図のように鰻登りの状況にあり、電力と同様に自由化後も地方では都市ガスでの独占力が残ると考えます。(出典：液化石油ガスワーキング資料)



地域により他燃料との競争状況に違いがあることは理解しますが、家庭用ガスの自由化は、電力同様に都市ガス相互の競争があることが前提です。他燃料への変更は費用が必要となります。また賃貸や集合住宅など構造的に他燃料に変更できない大多数の都市ガス消費者が自由化により料金の低廉化などの恩恵を受けるには、リバランスを配慮した納得できる料金値上げや自由料金の設定は認めつつ、上記LPガスのような理不尽な料金値上げの安全弁としても、料金規制の経過措置と恒久的な事後監視は必要不可欠だと考えます。

■『前回指摘事項』では、「消費者委員もまじえた本小委員会において議論」、また「消費者からの意見を国が広く聴取した上で経過措置の指定・解除に際してパブリックコメントを参考にする」とあります。そうであるなら「自由化開始以前に経過措置を外すことは不安」とする多数の消費者団体のパブリックコメントを無視し、地方自治体等が運営する事業者以外に自由化後の都市ガス同志の競争を見極めずに料金規制が廃止される事業者があること、また不可解な 1/2 数値が加わったフローでの解除基準、料金の事後監視を時限措置とする事務局案に対しては、多くの消費者の意見を反映すべく参加している立場から到底賛同できません。

ガス料金改定のお願い

株式会社

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、弊社のガスをご利用いただきまして厚く御礼申し上げます。
現在、お客様満足や価値の創造につながるサービスの向上を目指して企業努力してまいりましたが、このたび誠に恐縮ではございますが料金の改定をお願いする次第でございます。

今後ともガス事業者として、お客様に安心してガスをご使用いただけますよう、ガスの安定供給と保安の確保に万全を期する所存でございますので、変わらぬご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

料金改定概要

平成29年2月検針分より下記の通り料金改定を実施させていただきます。

基本料金1,000円が2,000円となり
従量料金は300円が350円となります。

ご請求金額は以下の式になります。
基本料金 + (使用量 × 従量料金) + 消費税